

青森県報

第千九百五十三号

平成十三年十一月三十日(金曜日)

目次

規 則

○青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則……………(水産振興課) ……一

告 示

○公有水面埋立ての免許の出願の要領……………(漁港漁場整備課) ……二

○右 同……………(同) ……二

○公有水面埋立ての承認の申請の要領……………(同) ……三

○道路の区域の変更……………(道路課) ……六

○道路の供用の開始……………(同) ……七

公 告

○建設業者の許可の取消し……………(弘前土木事務所) ……七

出 先 機 関

○土地改良区の役員の住所変更……………(上北地方農林水産事務所) ……七

○道路の位置の指定……………(十和田土木事務所) ……七

○右 同……………(むつ土木事務所) ……八

規 則

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成十三年十一月三十日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第八十七号

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成八年十二月青森県規則第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に、「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に、「第二条第三項」を「第二条第六項」に改める。

第二条中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に、「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改める。

第三条第一項中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に、「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改め、同条第二項及び第三項中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に改める。

別記様式中「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に、「第17条第2項」を「第17条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第六百五十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十三年十一月十六日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、佐井村役場に備えて置いて縦覧に供する。

平成十三年十一月三十日

青森県知事 木 村 守 男

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

下北郡佐井村大字佐井字矢越六八の五、六八の一、六八の二及び六八の三の地

先公有水面

2 区域

次の①の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位（T・P・プラス〇・六四二メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 下北郡佐井村大字佐井字矢越地内に設置された「二等三角点 矢越」

（北緯四一度二四分四〇秒、東経一四〇度五一分一五秒）から三〇七度五九分一五秒一、〇七四・二二八メートルの地点

②の地点 ①の地点から三八度五〇分一三秒二九・八六三メートルの地点

③の地点 ②の地点から一一一度四一分四九秒二三・六八七メートルの地点

④の地点 ③の地点から二〇〇度五五分〇一秒二九・九三三メートルの地点

3 面積

七四九・〇五平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡佐井村大字佐井字矢越六八の六、六八の五、六八の一、六八の二、六八の三及び八一の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位（T・P・プラス〇・六四二メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 下北郡佐井村大字佐井字矢越地内に設置された「二等三角点 矢越」

（北緯四一度二四分四〇秒、東経一四〇度五一分一五秒）から三〇七度五九分一五秒一、〇七四・二二八メートルの地点

②の地点 ①の地点から三八度五〇分一三秒二四・七三二メートルの地点

③の地点 ②の地点から三〇八度〇九分一九秒一〇・〇〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から三八度五〇分一三秒一八・〇六三メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一一〇度四一分四九秒三九・四八九メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二〇〇度五五分〇一秒一四・八七二メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二九二度二八分五一秒一〇・〇〇〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二〇〇度五五分〇一秒二七・九一八メートルの地点

3 面積

一、三九四・八四平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第六百五十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十三

年十一月十六日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。
なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、東通村役場に備えて置いて縦覧に供する。

平成十三年十一月三十日

青森県知事 木村守男

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島二丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島二丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

下北郡東通村大字尻屋字ツボケ沢四一の八、水路及び四一の二二の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位(T・P・プラス〇・七九七)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 下北郡東通村大字尻屋字ツボケ沢地内に設置された「四等三角点 ア

タカ」(北緯四一度二四分〇〇秒、東経一四一度二八分〇一秒)から

二三八度一分一三秒九〇七・一四七メートルの地点

②の地点 ①の地点から一〇二度一〇分〇三秒三三二・六五メートルの地点

③の地点 ②の地点から一九二度一〇分〇三秒五一・三〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から二八二度一〇分〇三秒七・一九メートルの地点

3 面積

一、一九三・九五平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡東通村大字尻屋字ツボケ沢四一の八、水路及び四一の二二の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位(T・P・プラス〇・七九七)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 下北郡東通村大字尻屋字ツボケ沢地内に設置された「四等三角点 ア

タカ」(北緯四一度二四分〇〇秒、東経一四一度二八分〇一秒)から

二三八度四七分四秒九〇二・七三五メートルの地点

②の地点 ①の地点から一〇二度一〇分〇三秒四六・一〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から一九二度一〇分〇三秒六一・三〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から二八二度一〇分〇三秒一七・一九メートルの地点

3 面積

二、一五〇・七四平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第六百五十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四十二条第一項の規定により、平成十三年七月四日公有水面の埋立ての承認の申請があったので、同条第三項において準用する同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、深浦町役場に備えて置いて縦覧に供する。

平成十三年十一月三十日

青森県知事 木村守男

一 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

1 申請者の住所及び名称

東京都千代田区霞が関二丁目一之三

国(国土交通省)

2 代表者の氏名

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

① 西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜五二の四、五二の五及び国道一〇一号敷地の地先公有水面

② 西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜五二の九、五二の一から五五の二までの海岸線に面した海岸保全施設及び七一から五五の一までの海岸線に面した海岸保全施設の地先公有水面

2 区域

①の区域

次の各地点を順次に結んだ線及び一の二の一の地点と一の八の地点を結ぶ平成十二年の秋分の日の満潮位(T・Pプラス〇・五二メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点① 国調多角点八五七九(北緯四〇度四五分三七・〇七五秒、東経一四〇度〇二分三三・七七五秒)から七〇度一七分四六秒七一〇・三八メートルの地点

一の二の一の地点 基点①から七〇度二七分四二秒二五・〇五メートルの地点
一の三の一の地点 一の二の一の地点から三三〇度三六分五三秒二・三七メートルの地点

一の四の地点 一の三の一の地点から二五七度五九分二七秒八・七四メートルの地点

地点

一の五の地点 一の四の地点から二六〇度五八分四五秒一九・八六メートルの地点

一の六の地点 一の五の地点から二六一度二六分五九秒一二・九二メートルの地点

一の七の地点 一の六の地点から二五六度〇七分四三秒七・〇九メートルの地点
一の八の地点 一の七の地点から二五六度四五分三一秒三・二七メートルの地点

②の区域

次の各地点を順次に結んだ線及び二の五一の地点と二の二七の地点を結ぶ平成十二年の秋分の日の満潮位(T・Pプラス〇・五二メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点② 国調多角点八五七九(北緯四〇度四五分三七・〇七五秒、東経一四〇度〇二分三三・七七五秒)から六九度三三分二七秒六二七・二五メートルの地点

二の五一の地点 基点②から二二度〇九分二四秒一〇・二四メートルの地点

二の一の地点 二の五一の地点から二五六度〇四分四三秒七・一四メートルの地点

二の二の地点 二の一の地点から二五三度四七分〇〇秒二〇・九一メートルの地点

二の三の地点 二の二の地点から二五〇度一九分〇五秒一一・〇二メートルの地点

二の四の地点 二の三の地点から二四七度五八分三六秒一〇・三〇メートルの地点

二の五の地点 二の四の地点から二四四度三二分〇〇秒二一・三七メートルの地点

二の六の地点 二の五の地点から二四〇度〇二分五八秒二〇・一一メートルの地点

二の七の地点 二の六の地点から二三八度一六分二一秒一・二六メートルの地点
二の八の地点 二の七の地点から二三五度一八分四三秒二一・一二メートルの地点

二の九の地点 二の八の地点から二三〇度〇六分四七秒二〇・六六メートルの地点

二の一〇の地点 二の九の地点から二三〇度二八分三八秒一九・〇二メートルの地点

二の一一の地点 二の一〇の地点から二二八度五〇分三五秒一・六八メートルの地点

二の一三の地点 二の一二の地点から二三二〇度三四分三三秒五・〇〇メートルの地点

二の一五の地点 二の一三の地点から二三〇度三四分二四秒一七・〇〇メートルの地点

二の一六の地点 二の一五の地点から一四〇度三三分五七秒五・五一メートルの地点

二の一七の地点 二の一六の地点から二三三度二三分二一秒二・五〇メートルの地点

地点

二の二八の地点 二の二七の地点から三三〇度一五分五四秒一九・六三メートル

の地点

二の二九の地点 二の二八の地点から三三二度五四分〇五秒一九・〇四メートル

の地点

二の二〇の地点 二の一九の地点から三三六度五七分三六秒六・九七メートル

地点

二の二一の地点 二の二〇の地点から三三九度四八分四五秒一一・六一メートル

の地点

二の二二の地点 二の二一の地点から二四四度二四分三七秒一八・五二メートル

の地点

二の二三の地点 二の二二の地点から二五〇度〇六分一四秒一八・五二メートル

の地点

二の二四の地点 二の二三の地点から二五四度一三分三四秒九・三二メートル

地点

二の二五の地点 二の二四の地点から二五七度四〇分二八秒九・二七メートル

地点

二の二六の地点 二の二五の地点から二五九度四九分二四秒四・七二メートル

地点

二の二七の地点 二の二六の地点から一六九度一八分一九秒一四・六三メートル

の地点

3 面積

①の区域 一四二・五七平方メートル

②の区域 六、八五一・八一平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜五二の四から五二の九、五二の一から五二の二までの海岸線に面した海岸保全施設、七一から五五の一までの海岸線に面した海岸保全施設及び国道一〇一号敷地の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び一の二一の一の地点と二の二七の地点を結ぶ平成十二年の秋分の日の満潮位(T・Pプラス〇・五二メートル)における公有

水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点① 国調多角点八五七九(北緯四〇度四五分三七・〇七五秒、東経一四〇度

〇二分三三・七七五秒)から七〇度一七分四六秒七一〇・三八メートル

の地点

一の二一の一の地点 基点①から七〇度二七分四二秒二五・〇五メートルの地点

一の三の一の地点 一の二一の一の地点から三三〇度三六分五三秒二・三七メー

トルの地点

セ二の二の一の地点 一の三の一の地点から三三九度四二分〇三秒一一・二二メー

トルの地点

セ二の三の地点 セ二の二の一の地点から二五四度四二分四一秒五・六九メー

ルの地点

セ二の四の地点 セ二の三の地点から二六三度二二分一五秒一九・七八メートル

の地点

セ一の三の地点 セ二の四の地点から二五七度五二分一〇秒一九・九三メートル

の地点

セ二の五の地点 セ一の三の地点から二五六度二七分〇五秒四〇・〇九メートル

の地点

セ二の六の地点 セ二の五の地点から二五〇度〇六分三〇秒二〇・八〇メートル

の地点

セ一の四の地点 セ二の六の地点から二六一度一三分〇三秒一一・六七メートル

の地点

セ四の一の地点 セ一の四の地点から二四五度二八分三八秒二二・二二メートル

の地点

セ四の二の地点 セ四の一の地点から二四九度四四分二秒二二・三七メートル

の地点

セ一の五の地点 セ四の二の地点から二四二度二〇分二四秒二二・〇八メートル

の地点

セ五の一の地点 セ一の五の地点から二三六度四四分三七秒二二・三〇メートル

の地点

セ五の二の地点 セ五の一の地点から二六八度〇八分三三秒二六・四七メートル

の地点

セ五の三の地点 セ五の二の地点から二五八度〇三分一七秒二二・八四メートル

図面 番号	道路 種類	路線名	変更の区間		変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
3	県道	切田五戸線	十和田市大字米田字種原一二二の一から 十和田市大字米田字桜平一〇〇まで	後	五二・七〇〇メートルまで	三三〇・〇〇メートル			
				前	一七五・〇〇〇メートルまで	三四〇・〇〇メートル			
2	県道	大鰐浪岡線	南津軽郡平賀町大字小和森字上平田二七〇の一から 南津軽郡平賀町大字小和森字下平田一〇八まで	後	一三九・五〇〇メートルまで	二五二・一〇メートル			
				前	七六・五〇〇メートルまで	二五二・一〇メートル			
1	県道	蔵館大鰐線	南津軽郡大鰐町大字宿川原字川崎一四一の一から 南津軽郡大鰐町大字宿川原字川崎一四一の一まで	後	一一三・五〇〇メートルまで	一三二・〇〇メートル			
				前	一五三・五〇〇メートルまで	九二・〇〇メートル			

の地点
 セ五の四の地点から二三〇度三四分二九秒二二・一六メートル
 の地点
 セ一の六の地点
 セ五の四の地点から二〇三度〇四分二七秒二二・二八メートル
 の地点
 セ六の一の地点
 セ一の六の地点から一八五度二〇分五七秒二六・七六メートル
 の地点
 セ六の二の地点
 セ六の一の地点から二三六度四二分五九秒六・六一メートルの
 地点
 セ一の七の地点
 セ六の二の地点から二二九度一四分四六秒一一・二〇メートル
 の地点
 セ一の八の地点
 セ一の七の地点から二五三度〇八分五七秒五七・二〇メートル
 の地点
 二の二六の地点
 セ一の八の地点から一六九度一八分二秒一〇・五五メートル
 の地点

二の二七の地点 二の二六の地点から一六九度一八分一九秒一四・六三メートル
 の地点

3 面積

一一、九五七・〇〇平方メートル

四 埋立地の用途

道路用地

青森県告示第六百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり
 道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十二月二十九日まで青森県県土整
 備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月三十日

青森県知事 木村守男

青森県告示第六百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十二月二十九日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月三十日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 蔵館大鱒線	南津軽郡大鱒町大字宿川原字川崎一四から南津軽郡大鱒町大字宿川原字川崎一四の一まで	平成一三・二・三〇
県道 大鱒浪岡線	南津軽郡平賀町大字小和森字上平田一七〇の一から南津軽郡平賀町大字小和森字下平田一〇八まで	〃
県道 切田五戸線	十和田市大字米田字種原一二二の一から十和田市大字米田字桜平一〇〇まで	一三・三・三〇

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年十一月三十日

青森県知事 木村守男

- 一 商号又は名称 有限会社たかはし設備
- 二 代表者の氏名 高橋知行
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市大字温湯字鶴泉一七の二

出 先 機 関

- 四 許可番号 青森県知事許可（般一八）第一五三二四号
- 五 取消年月日 平成十三年十一月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十三年十一月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十三年十一月三十日

上北地方農林水産事務所長 工藤洋一

役員 区別	氏名	住 所	住所変更の 年月日
監事	根岸 金雄	旧住所 三沢市大字三沢字下久保三 新住所 三沢市下久保三丁目一の六	平成一三・二・一〇

十和田土木事務所告示第十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び野辺地町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十一月三十日

十和田土木事務所長 原 田 邦 治

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
上北郡野辺地町字下前田 二の六	三三・四八メートル	六・〇〇メートル	平成 一三・二・二五

むつ土木事務所告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、むつ土木事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十一月三十日

むつ土木事務所長 小田部 幸 夫

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市荒川町二四一の三 及び二四九の一	七四・五〇メートル	六・〇〇メートル	平成 一三・二・二五

発行所・発行人 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川一丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭